

令和 2 年度

定期監査報告書

下松市監査委員

下松監第1号

令和3年2月3日

下松市長 國井 益雄 様

下松市監査委員 棟近 昭典

下松市監査委員 中谷 司朗

令和2年度定期監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、その旨を通知してください。

定期監査の結果報告

1 監査の期間

令和2年5月19日から令和2年11月5日まで

2 監査の対象部課等

令和2年5月19日から令和2年10月31日まで

部 局	課 等		
総 務 部	秘書広報課	米川出張所	
企 画 財 政 部	情報統計課	契約監理課	税務課
生 活 環 境 部	保険年金課	環境推進課	
健 康 福 祉 部	長寿社会課 健康増進課	福祉支援課 中村総合福祉センター	子育て支援課
経 済 部	産業観光課	農林水産課	
建 設 部	土木課	住宅建築課	都市整備課
教 育 委 員 会	教育総務課	学校教育課	生涯学習振興課
	学校給食課	小学校給食センター	中学校給食センター
	末武公民館	豊井公民館	米川公民館
	笠戸公民館	中村公民館	
	下松小学校	花岡小学校	豊井小学校
	久保中学校	末武中学校	
選挙管理委員会	事務局		
上 下 水 道 局	企画総務課	水道課	浄水課 下水道課

令和2年11月1日から令和2年11月5日まで

部 局	課 等		
企 画 財 政 部	企画政策課	財政課	
総 務 部	総務課	防災危機管理課	

3 監査の場所

監査委員事務局

各出張所 各公民館 小・中学校給食センター

各小中学校 上下水道局

#### 4 監査を実施した監査委員

棟近 昭典

中谷 司朗

#### 5 監査の方法

予算の執行、収入・支出、契約、現金等の出納保管事務及び財産管理等財務に関する事務の執行について、提出を求めた関係書類に基づき監査を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼に担当職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

#### 6 監査の結果

全般的に財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に行われていると認められたが、事務の一部について、次のとおり検討・改善を要する事例が見受けられた。

なお、指摘には至らなかった軽微な事項については、監査実施後に口頭で改善を促したので記述を省略した。

##### (1) 単価の根拠の明確化について

一部の契約及び講師謝金（報償費等）において、単価の根拠が不明確なものが確認された。内容等を精査し、適切な根拠のある金額の設定への対応をお願いする。

##### (2) 随意契約に係る執行伺への根拠法令等の記載について

執行伺に根拠法令及び必要に応じてその理由の記載をすることとなっているが、その根拠法令にそぐわない表現で理由が記載されているものが一部見受けられた。

また、根拠法令の適用において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用しているものについて、一部不適切とみられるものが見受けられた。

あくまでも随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であるので、適切な根拠法令の選択と、その客観的な理由の記載をお願いする。

### (3) 準公金の取り扱いについて

職員がその経理事務を取り扱っている補助事業の中で、請求日と領収日が大きく乖離しているものが見受けられた。また、一部任意団体の経理において、経理帳簿等の処理と書類整備に不備があり、会計帳簿が不明瞭な状態になっているものがあった。

準公金は、公金とほぼ同等の取り扱いをするべきであるので、適切な時期の支払い、及び適切な証拠書類の整備をお願いする。

## 7 おわりに

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、業務の変更や新たな対応の発生等、全ての部署が何らかの形で影響を受けていると思われる。

事態の収束の兆しがいまだ見えない中での行政の推進が余儀なくされている現在、今まで想定されていない状況が待ち受けている可能性があるが、このような時こそ基本に立ち返り、財務行政事務の効率化、簡素化について丁寧に検討、工夫を重ねていくことが大切である。

一つ一つの積み重ねが、市民の信頼を得ることにつながると思われるので、これからも着実に業務を遂行するよう努めていただきたい。